

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(沖縄県職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 沖縄県職員の分限に関する条例(昭和47年沖縄県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「の理由」を「及び降給の事由」に、「及び休職」を「、休職及び降給」に改める。

第2条の見出し中「理由」を「事由」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第2号中「なつた」を「なった」に改め、同条第2項中「一に」を「いずれかに」に、「理由」を「事由」に改める。

第7条を第8条とする。

第6条第1項中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第2項中「なかつた」を「なかった」に改め、同条を第7条とする。

第5条を第6条とする。

第4条第3項中「あつても」を「あっても」に改め、同条を第5条とする。

第3条の見出し中「及び休職」を「、休職及び降給」に改め、同条第1項中「場合又は」を「場合、」に改め、「休職する場合」の次に「又は前条第2項第2号の規定に該当するものとして職員を降格する場合」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、任命権者が別に定める場合は、この限りでない。

第3条第2項中「又は休職」を「、休職又は降給」に改め、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(降給の事由等)

第3条 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下この条及び次条において同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下この条において同じ。)とする。

2 任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該

当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。

(1) 職員の人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかなる場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。

3 任命権者は、職員の人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

(沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 沖縄県職員の退職手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第15条第1項第1号及び第5項第2号、第16条の見出し及び同条第1項第1号、第17条第1項第1号並びに第19条第4項中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(沖縄県職員の旅費に関する条例の一部改正)

第4条 沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 沖縄県職員の給与に関する条例(昭和47年沖縄県条例第53号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第5条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第6条第1項中「標準的な職務の内容は、人事委員会規則で定める」を「職務の内容は、別表第7に定める等級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「前項の等級別基準職務表及び」に改める。

第27条の2第3号及び第4号並びに第27条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

別表に次の1表を加える。

別表第7(第6条関係)

等 級 別 基 準 職 務 表

ア 行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	主事又は技師の職務
2 級	主任の職務
3 級	主査又は主任技師の職務
4 級	1 班長又は主幹の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする主査又は主任技師の職務
5 級	困難な業務を行う班長又は主幹の職務
6 級	課長又は副参事の職務
7 級	困難な業務を行う課長の職務

8	級	統括監又は参事の職務
9	級	公室長、本庁の部長又は参事監の職務

備考 この表において「統括監」とは、人事委員会規則で定めるものをいう。

イ 公安職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	巡査の職務
2 級	1 巡査部長の職務 2 巡査長の職務 3 困難な業務を行う巡査の職務
3 級	1 相当困難な業務を行う巡査部長の職務 2 困難な業務を行う巡査長の職務
4 級	1 警部補の職務 2 困難な業務を行う巡査部長の職務
5 級	1 警部の職務 2 困難な業務を行う警部補の職務
6 級	困難な業務を行う警部の職務
7 級	1 警察本部の課長の職務 2 警察署の署長の職務 3 警視の職務
8 級	1 警察本部の参事官の職務 2 規模の大きい警察署の署長の職務 3 困難な業務を行う警察本部の課長の職務
9 級	1 警察本部の部長の職務 2 困難な業務を行う警察本部の参事官の職務 3 困難な業務を行う規模の大きい警察署の署長の職務

ウ 海事職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	乗組員の職務
2 級	1 小型船舶の船長又は機関長の職務 2 航海士、機関士、通信士又は各長の職務 3 主任の職務 4 困難な業務を行う乗組員の職務
3 級	1 小型船舶の相当困難な業務を行う船長又は機関長の職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う航海士、機関士、通信士又は各長の職務 3 困難な業務を行う主任の職務
4 級	1 大型船舶の2等航海士又は2等機関士の職務 2 中型船舶1種の主任航海士、主任機関士又は通信長の職務 3 中型船舶2種の船長又は機関長の職務 4 小型船舶の困難な業務を行う船長又は機関長の職務 5 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う航海士、機関士、通信士又は各長の職務
5 級	1 大型船舶の1等航海士、1等機関士、通信長又は指導教官の職務 2 大型船舶の困難な業務を行う2等航海士又は2等機関士の職務 3 中型船舶1種の船長又は機関長の職務 4 中型船舶1種の困難な業務を行う主任航海士、主任機関士又は通信長の職務 5 中型船舶2種の困難な業務を行う船長又は機関長の職務
6 級	1 大型船舶の困難な業務を行う1等航海士、1等機関士、通信長又は指導教官の職務 2 中型船舶1種の困難な業務を行う船長又は機関長の職務
7 級	大型船舶の船長又は機関長の職務

備考 1 この表において「大型船舶」とは、遠洋区域を航行区域とする総トン数（国際トン数証書又は国際トン数確認証書の交付を受けている船舶にあつて

は、国際総トン数。以下同じ。) 500トン以上1,600トン未満の船舶又は近海区域を航行区域とする総トン数1,600トン以上の船舶をいう。

2 この表において「中型船舶1種」とは、遠洋区域を航行区域とする総トン数20トン以上500トン未満の船舶又は近海区域を航行区域とする総トン数175トン以上1,000トン未満の船舶をいう。

3 この表において「中型船舶2種」とは、近海区域を航行区域とする総トン数20トン以上175トン未満の船舶をいう。

4 この表において「小型船舶」とは、近海区域を航行区域とする総トン数20トン未満の船舶又は沿海区域若しくは平水区域を航行区域とする船舶をいう。

5 この表において「各長」とは、甲板長、操機長又は司ちゆう長をいう。

6 この表において「乗組員」とは、船長、機関長、通信長、航海士、機関士、指導教官、通信士及び各長以外の乗組員をいう。

エ 教育職給料表(1)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	大学の助教又は助手の職務
2 級	1 大学の講師の職務 2 困難な業務を行う助教の職務
3 級	大学の准教授の職務
4 級	大学の学長又は教授の職務

オ 教育職給料表(2)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	1 高等学校の講師、助教諭、養護助教諭又は実習助手の職務 2 特別支援学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務
2 級	1 高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務

	2 困難な業務を行う高等学校又は特別支援学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舍指導員の職務
特 2 級	高等学校又は特別支援学校の主幹教諭の職務
3 級	高等学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職務
4 級	高等学校又は特別支援学校の校長の職務

カ 教育職給料表(3)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	中学校又は小学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務
2 級	1 中学校又は小学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務 2 困難な業務を行う中学校又は小学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務
特 2 級	中学校又は小学校の主幹教諭の職務
3 級	中学校又は小学校の副校長又は教頭の職務
4 級	中学校又は小学校の校長の職務

キ 研究職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	上級の研究員の指揮監督の下に補助的研究を行う研究員の職務
2 級	研究員の職務
3 級	主任研究員の職務
4 級	1 試験研究機関の長の職務 2 班長又は科長の職務 3 上席主任研究員の職務

5 級	1	規模の大きい試験研究機関の長の職務
	2	困難な業務を行う試験研究機関の長の職務
	3	上席研究主幹の職務

ク 医療職給料表(1)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務	
1 級	医師又は歯科医師の職務	
2 級	1	主任医師又は主任歯科医師の職務
	2	高度の知識又は経験に基づき、困難な業務を行う医師又は歯科医師の職務
3 級	1	保健所の所長の職務
	2	班長の職務
4 級	1	規模の大きい保健所の所長の職務
	2	困難な業務を行う保健所の所長の職務
	3	困難な業務を行う班長の職務

ケ 医療職給料表(2)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務	
1 級	技師の職務	
2 級	1	主任の職務
	2	高度の技術、知識又は経験を必要とする技師の職務
3 級	1	主任技師の職務
	2	困難な業務を行う主任の職務
4 級	相当困難な業務を行う主任技師の職務	
5 級	1	班長の職務
	2	困難な業務を行う主任技師の職務
6 級	困難な業務を行う班長の職務	

7	級	所長の職務
---	---	-------

コ 医療職給料表(3)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	准看護師の職務
2 級	保健師の職務
3 級	1 主任保健師の職務 2 主任の職務
4 級	1 保健所の班長の職務 2 困難な業務を行う主任保健師の職務 3 困難な業務を行う主任の職務
5 級	困難な業務を行う保健所の班長の職務
6 級	保健所の保健健康総括の職務

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第6条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和47年沖縄県条例第97号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第7条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年沖縄県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第8条 沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年沖縄県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第9条 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年沖縄県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第5条第3項を次のように改める。

3 任命権者は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の号給を、その者が従事する研究業務に応じて、次に掲げる基準に従い決定する。

(1) 第1号任期付研究員の第1項の給料表の号給は、その者の知識経験等の度、その者が従事する研究業務の困難及び重要な度等に応じて、次に定める号給に決定するものとする。

ア 高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 1号給

イ 高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 2号給

ウ 特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務に従事する場合 3号給

エ 特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務に従事する場合 4号給

オ 極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務に従事する場合 5号給

カ 極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において極めて優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な

研究で特に重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき特に重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務に従事する場合
6号給

(2) 第2号任期付研究員の前項の給料表の号給は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める号給に決定するものとする。

ア 博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 1号給

イ 博士課程修了後、特別研究員制度（特別の法律により設立された法人等によって運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。）等により数年にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 2号給

ウ 博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 3号給

（沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第10条 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）

の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第7条第2項を次のように改める。

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要の度に応じて、次に掲げる基準に従い決定する。

(1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1号給

(2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2号給

(3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3号給

- (4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4号給
- (5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5号給
- (6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 6号給
- (7) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 7号給

第8条第2項中「標準的な職務の内容は、人事委員会規則で定める」を「職務の内容は、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。）第6条の規定の適用を受ける職員の例による」に改める。

第10条第1項中「沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。）」を「給与条例」に改める。

（沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第11条 沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年沖縄県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、同条第7号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同条第6号を同条第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

（沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第12条 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年沖縄県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

地方公務員法の一部が改正されることに伴い、沖縄県職員の分限に関する条例に降給に関する規定を整備するとともに、沖縄県職員の給与に関する条例に等級別基準職務表を定めるほか、関係条例の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。